

地域振興交流拠点施設  
厨房機器等購入仕様書

井手町地域創生推進室

1. 件名 4地創物第2号 地域振興交流拠点施設厨房機器等購入
2. 購入機器について
  - ① 厨房機器一式（付属機器及び設置工事等含む）
  - ② 施設内への設置図は、別紙参照すること。据付位置、規格（寸法）等は別紙図面等を参考にすること。
3. 機器納入及び据付に関する機器仕様等について
  - ① 別紙「厨房機器仕様書」に掲載した調理機器の型式は参考品である。
  - ② 機器の選定、納入にあたっては、稼動後の維持（保守）管理がしやすいよう十分に配慮すること。
  - ③ 厨房機器の納入にあたっては、別紙「厨房機器仕様書」の品名、数量に基づき、仕様及び要件を参考のうえ、寸法、数値、仕様、能力等が同等以上のものを納入・据付・検査・試運転調整すること。
  - ④ 仕様書（別紙）に記載された製品以外の製品により応札を希望する場合は、同等品以上の仕様、品質、性能を有することを証明する資料（カタログ、製品図面、サンプル等）を期日までに提出し担当者の審査、承認を得ること。（製品の品質担保のためカタログ製品に限る。）
  - ⑤ 受注者の都合により機器寸法の変更や仕様変更などが生じる場合は、能力や性能を遵守した上で建物やスペースに影響しない範囲に限り、寸法の増減については協議することとし、本町の指示に従うこと。また、これに伴う建築工事、設備工事の追加工事に関わる費用は受注者側が負担すること。
  - ⑥ 配管、配線の設備接続が必要な機器は、厨房機器搬入業者にて行う。電気、給水、給湯、ガスの工事に関しては、設備図通りに山吹ふれあいセンター工事施工業者（以下、「工事施工業者」という）が施工完了していることを前提とする。上記の設備立ち上げ位置については、厨房機器設置の際に不都合が生じないように、工事施工業者と協議し、位置の確認を行うこと。
  - ⑦ 厨房機器のNo.7 一槽シンク、No.28 ソイルドテーブルには水栓金具（カラン）が付属していない為、水栓金具（カラン）に関しては、工事施工業者が必要本数を用意することとする。取付に関しては、厨房機器搬入業者が機器を搬入・据付後、工事施工業者にて水栓金具（カラン）の取付を行うこととする。給水・給湯等の設備立ち上げ位置から水栓金具（カラン）への接続は、工事施工業者が行うこととする。また、水栓金具（カラ

ン)の取付位置については、事前に本町と厨房機器搬入業者と協議のうえ、決定することとする。

- ⑧ 本仕様書及び関係書類に記載していない事項でも構造上並びに機能上当然必要なことは、受注者の責任において本町の指示に従い施工すること。

#### 4. 納入場所について

京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月地内

井手町立山吹ふれあいセンター1階 地域振興交流拠点施設内

#### 5. 納入期限について

令和5年6月30日とする。その際、調整点検を終了し、厨房機器が可動できる状態であること。なお、4月20日以降の納入となる業者については、本町と協議の上、「3. 機器納入及び据付に関する機器仕様等について」の⑥⑦において記載する工事施工業者が行う前提となっている電気・給水・給湯・ガス工事やカラン取付工事について、受注者の責任において、本町の指示に従い施工すること。これに伴う追加工事に関わる費用は受注者が負担し、変更契約等において対応することとする。

#### 6. 据付、試運転の期間について

厨房施設等の工事内容、期間については、担当者と十分打合せの上、実施すること。また、納入後、供用開始までの間は試運転調整のための期間とする。(供用開始：令和5年7月予定)

#### 7. 納入据付について

- ① 搬入の際には、床、壁等を傷めないように受注側で養生を行うこと。
- ② 据付完了後、燃焼機器や高さ1.0m以上の機器については、作業性が失われることのない範囲で、耐震固定又は転倒防止金具を取り付けること。
- ③ 運搬据付後の残材等は、受注者の負担において処分すること。

#### 8. 試運転調整及び取扱説明について

- ① 配管、配線の設備接続完了後、速やかに試運転調整を行うこと。
- ② 試運転調整や取扱説明の日時、方法については、本町と協議のうえ決定すること。なお、詳細については本町の指示に従うこと。
- ③ 試運転の際、故障、異常、製品のキズ等不具合を発見した場合には、受注者において速やかに対応すること。

④ 受注者は、取扱説明日以外に使用開始後、一定期間（約2週間程度）作業に立会い指導すること。なお、立会いの期間及び期日は、別途、本町と協議すること。

#### 9. 保証及びメンテナンスについて

① 保証期間については、施設の供用開始から1年間とする。なお、保証期間中に納入機器等に不具合が生じた場合、ただちに現場で対応すること。

② 万一、機器の能力、材料、製造及び据付の不備、製品の不良、工作上的粗雑等の原因で所定の性能を発揮しない場合には、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において点検整備、改造、その他修理又は交換を行うこと。

③ メンテナンスに関しては、サービスセンターの設置場所が、緊急時に1時間以内で駆けつける体制であること。また、外部に委託するサービス体制ではなく、受注業者が全ての厨房機器を修理対応出来る会社であること。

#### 10. 提出書類について

下記の書類を2部提出すること。

（提出書類の詳細については、本町と協議のうえ決定する。）

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| ① 納入厨房機器の承諾図又はカタログ、仕様書等 | 契約締結後、速やかに |
| ② 備品納入工程表               | 契約締結後、速やかに |

#### 11. 検収について

機器等納入後、本町立会いのもと検収を受け、下記の書類を2部提出すること。

（提出書類の詳細については、本町と協議のうえ決定する。）

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ① 納入作業写真       | 完成図書として製本          |
| ② 試運転調整報告書     | 完成図書として製本          |
| ③ 完成写真         | 完成図書として製本          |
| ④ 完成図面         | 完成図書として製本及び図面データCD |
| ⑤ 取扱説明書（日本語）   | 完成図書として製本          |
| ⑥ 完成届          | 完成図書として製本          |
| ⑦ 保証書（各機器の保証書） |                    |
| ⑧ その他          | 指示による              |

#### 12. 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

### 13. その他

本仕様書及び関係書類に記載していない事項（法令に定めるものを除く）  
又は疑義が生じた事項については別途協議とし、本町に承認を申し出た  
うえで指示に従うこと。